

事務連絡

平成22年12月27日

各 { 都道府県
保健所を設置する市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省医政局政策医療課

診療システム（電子カルテ）不具合による薬剤誤投与について
（注意喚起）

今般、医療機関において、診療システム（電子カルテ）の不具合により、医師の意図とは異なる内容の処方指示が作成され、誤った投薬が行われた事例が発生致しました。
（別紙参照）

つきましては、下記の留意事項について、貴管下医療機関への注意喚起方よろしくお願ひします

記

1. 医療情報システムについて、導入時に入念な検証を行うとともに、定期的に内部監査を実施する等、当該機器が正常に動作するよう適切な管理を行うこと。
2. 医療情報システムの誤作動を認めた場合は、速やかにシステム管理業者に連絡を行うこと。

